

0059C8M8

349076

第一号様式



【表紙】

【提出書類】 (2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】 (3)

【住所又は本店所在地】 (3)

【報告義務発生日】 (4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】 (5)

変更報告書 No. 1

法第 27 条の 25 第 1 項

関東財務局長

ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店

日本における代表者 ジョン マクファーレン

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

山王パークタワー

平成 17 年 12 月 15 日

平成 17 年 12 月 20 日

連名

第 1 【発行会社に関する事項】 (6)

発行会社の名称	蛇の目マシン工業(株)
会社コード	6445
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証
本店所在地	東京都中央区京橋 3-1-1

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）
住所又は本店所在地	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	ヨゼフ アッカーマン（Josef Ackermann）
代表者役職	ドイツ銀行取締役会会長兼グループ経営執行委員会会長
事業内容	銀行業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 坂下 和美
電話番号	03-5156-7737

#### (2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引
----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	1, 143, 000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C 12, 019, 230	—	I
対象有価証券カードラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 13, 162, 230	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 13, 162, 230		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 12, 019, 230		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 9 月 30 日現在)	S 172, 064, 000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	7. 15
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	8. 87

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 10 月 19 日	普通株	5, 000	取得	164. 00
2005 年 10 月 26 日	普通株	6, 000	処分	172. 00
2005 年 10 月 28 日	普通株	4, 000	取得	172. 00
2005 年 10 月 28 日	普通株	2, 000	処分	171. 50
2005 年 10 月 31 日	普通株	5, 000	取得	173. 00
2005 年 11 月 3 日	普通株	345, 000	処分	貸借
2005 年 11 月 11 日	普通株	2, 000	処分	208. 00
2005 年 11 月 15 日	普通株	1, 000	処分	200. 00
2005 年 11 月 16 日	普通株	8, 000	取得	195. 75
2005 年 11 月 17 日	普通株	7, 000	処分	203. 29
2005 年 11 月 18 日	普通株	8, 000	取得	202. 00
2005 年 11 月 22 日	普通株	5, 000	取得	197. 60

2005年11月24日	普通株	4,000	取得	193.50
2005年11月25日	普通株	8,000	処分	196.38
2005年11月28日	普通株	3,000	取得	197.00
2005年11月29日	普通株	3,000	取得	197.00
2005年12月5日	普通株	12,000	処分	222.92
2005年12月8日	新株予約権付社債券	12,019,230	取得	208.00
2005年12月9日	普通株	18,000	取得	232.00
2005年12月9日	普通株	251,000	処分	236.39
2005年12月12日	普通株	275,000	処分	240.15
2005年12月13日	普通株	348,000	取得	255.34
2005年12月13日	普通株	3,196,000	処分	256.17
2005年12月13日	普通株	7,580,000	取得	貸借
2005年12月14日	普通株	738,000	処分	251.35
2005年12月15日	普通株	2,420,000	処分	250.00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の1,143,000株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	2,500,000
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	2,500,000

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者（大量保有者）／2】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和51年10月1日
代表者氏名	ジョン マクファーレン (John Macfarlane)
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 坂下 和美
電話番号	03-5156-7737

#### (2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引
----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	7,729,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券かごトワント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 7,729,000	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 7,729,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 9 月 30 日現在)	S 172,064,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	4.49
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	4.49

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 10 月 17 日	普通株	5,000	取得	166.80
2005 年 10 月 17 日	普通株	1,000	処分	166.00
2005 年 10 月 18 日	普通株	1,000	取得	165.00
2005 年 10 月 18 日	普通株	2,000	処分	165.00
2005 年 10 月 19 日	普通株	11,000	処分	163.64
2005 年 10 月 20 日	普通株	1,000	取得	166.00
2005 年 10 月 21 日	普通株	32,000	取得	163.97
2005 年 10 月 21 日	普通株	31,000	処分	163.10
2005 年 10 月 24 日	普通株	4,000	取得	171.00
2005 年 10 月 24 日	普通株	8,000	処分	168.75
2005 年 10 月 25 日	普通株	32,000	取得	171.03
2005 年 10 月 25 日	普通株	32,000	処分	170.41

2005年10月26日	普通株	7,000	取得	173.00
2005年10月27日	普通株	1,000	取得	173.00
2005年10月27日	普通株	170,000	処分	貸借
2005年10月28日	普通株	10,000	取得	172.00
2005年10月28日	普通株	3,000	処分	172.00
2005年10月31日	普通株	3,000	取得	173.67
2005年10月31日	普通株	7,000	処分	172.00
2005年11月1日	普通株	4,000	取得	178.00
2005年11月1日	普通株	1,000	処分	182.00
2005年11月2日	普通株	53,000	取得	190.96
2005年11月2日	普通株	52,000	処分	191.00
2005年11月4日	普通株	2,000	取得	191.00
2005年11月4日	普通株	1,000	処分	191.00
2005年11月7日	普通株	2,000	処分	191.00
2005年11月8日	普通株	3,000	取得	219.00
2005年11月8日	普通株	1,000	処分	222.00
2005年11月9日	普通株	3,000	取得	211.00
2005年11月9日	普通株	2,000	処分	213.50
2005年11月10日	普通株	1,000	取得	201.00
2005年11月11日	普通株	24,000	取得	206.17
2005年11月11日	普通株	4,000	処分	208.25
2005年11月14日	普通株	1,000	取得	209.00
2005年11月14日	普通株	2,000	処分	206.50
2005年11月15日	普通株	2,000	処分	199.00
2005年11月16日	普通株	3,000	取得	198.00
2005年11月16日	普通株	2,000	処分	198.50
2005年11月17日	普通株	3,000	取得	205.67
2005年11月17日	普通株	3,000	処分	205.00
2005年11月17日	普通株	33,000	処分	貸借
2005年11月18日	普通株	9,000	取得	201.22
2005年11月18日	普通株	274,000	処分	貸借
2005年11月21日	普通株	2,000	取得	199.00
2005年11月21日	普通株	3,000	処分	198.33
2005年11月22日	普通株	2,000	取得	199.00
2005年11月22日	普通株	3,000	処分	198.33
2005年11月24日	普通株	12,000	取得	194.17
2005年11月24日	普通株	2,000	処分	194.00
2005年11月25日	普通株	4,000	処分	192.25
2005年11月28日	普通株	6,000	処分	196.67

2005年11月29日	普通株	2,000	処分	197.00
2005年11月30日	普通株	401,000	取得	207.53
2005年11月30日	普通株	401,000	処分	206.99
2005年12月1日	普通株	2,000	取得	212.50
2005年12月1日	普通株	2,000	処分	215.00
2005年12月2日	普通株	2,000	取得	212.00
2005年12月2日	普通株	1,000	処分	216.00
2005年12月5日	普通株	6,000	取得	218.50
2005年12月6日	普通株	1,000	取得	236.00
2005年12月6日	普通株	2,000	処分	235.00
2005年12月7日	普通株	3,000	取得	237.67
2005年12月7日	普通株	4,000	処分	239.50
2005年12月8日	普通株	1,000	処分	238.00
2005年12月9日	普通株	23,000	取得	232.17
2005年12月9日	普通株	64,000	処分	232.19
2005年12月12日	普通株	4,000	取得	240.50
2005年12月12日	普通株	2,000	処分	241.00
2005年12月13日	普通株	10,000	取得	252.80
2005年12月13日	普通株	1,000	処分	243.00
2005年12月13日	普通株	7,580,000	取得	貸借
2005年12月14日	普通株	2,000	取得	246.00
2005年12月14日	普通株	4,000	処分	244.00
2005年12月15日	普通株	2,000	処分	248.00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、7,633,000株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	21,354
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	21,354



②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
- (2) ドイツ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	8,872,000		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 12,019,230	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 20,891,230	N —	O —
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P —		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 20,891,230		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 12,019,230		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年9月30日現在)	S 172,064,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	11.35
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	13.07



POWER OF ATTORNEY

Deutsche Bank AG London  
23 Great Winchester Street  
London EC2P 2AX

Tel +44 20 7545 8000  
Fax +44 20 7547 6018

BY THIS DEED, DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT, a corporation duly organised and existing under the law of the Federal Republic of Germany and having its principal place of business at Taunusanlage 12 in the City of Frankfurt (Main) and operating in the United Kingdom under branch number BR000005 at Winchester House, 1 Great Winchester Street, London, EC2N 2DB (the "Company") through its attorneys HEREBY APPOINTS the person named in Schedule 1 to be our true and lawful attorney (the "Attorney") who is authorised to execute and deliver on behalf of and in the name of the Company the documents described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as they may deem necessary or incidental in relation thereto AND the Company hereby undertakes to ratify everything which an Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith. This Deed shall cease to have effect from the date given in Schedule 3. This Deed shall be governed by and construed in accordance with English law.

Schedule 1

Mr. John Macfarlane  
Branch Manager  
Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch  
Sanno Park Tower  
2-11-1 Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan

Schedule 2

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

Schedule 3

12 months from the date of this Deed.

IN WITNESS WHEREOF the Company has executed and delivered this Power of Attorney as a Deed on the 05 day of JANUARY 2005.

EXECUTED as a DEED for and on behalf of DEUTSCHE BANK AG by its duly appointed attorneys:

Authorised "A" Signatory  
Mr Andrew Sowler  
Managing Director  
Compliance UK

Authorised "A" Signatory  
Mr Gary Toner  
Head of Central Compliance and Chief Operating Officer  
Compliance UK

In the presence of:

Anthony Cox  
Winchester House  
1 Great Winchester Street  
London  
EC2N 2DB

Anthony Cox  
Winchester House  
1 Great Winchester Street  
London  
EC2N 2DB

Chairman of the Supervisory Board: Rolf-E. Breuer  
Board of Managing Directors: Josef Ackermann,  
Clemens Börsig, Tessen von Heydebrück,  
Hermann-Josef Lambert

Deutsche Bank AG is authorised and regulated by the Financial Services Authority for the conduct of designated investment business in the UK, a member of The London Stock Exchange and is a limited liability company incorporated in the Federal Republic of Germany HRB No. 30 000 District Court of Frankfurt am Main; Branch Registration No. in England and Wales BR000005, Registered address: Winchester House, 1 Great Winchester Street London EC2N 2DB

委 任 状

名称                   ドイツ銀行 ロンドン支店  
                          (Deutsche Bank AG, London)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1.     代理人の所在地     東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
                              山王パークタワー

---

  2.     代 理 人 の     ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド  
          名                   称                   東京支店
  
  - 代 表 者     日本における代表者     ジョン マクファーレン
- 

以 上